

重層的支援体制整備事業とは

資料 1

現在の課題とこれまでの体制

複雑化・複合化した支援ニーズ

8050
問題

ダブル
ケア

ヤング
ケアラー

ひきこ
もり

属性ごとの支援体制では、
複合課題や狭間のニーズへの対応が困難に・・・

これまでの福祉行政の対応

対象者が**表明している**困り
ごとに対応する

相談窓口に来る人を**待つ**

対象者が**訴える具体的な課題**
を中心に聞く

所掌する事務の範囲内で、制
度サービスにつなぐ

支援・サービスを受けることに
合意している人を主な対象とし
ており、必要性が低い

これからの福祉行政の対応＝ 「包括的支援」

対象者や世帯が、「**自律的な
生活**」を送ることができる

衣食住など
物理的な側面
“自立”

+

社会的なつながりなど
関係性の側面
“孤立の解消”

相談窓口で対応するだけでなく、
生活課題を抱えるケースを**見
つけに行く**

必要に応じて、**世帯全体**の生活
課題、その**経緯・背景**まで把握
する

世帯の生活課題を**包括的に支
援**するため、**多岐にわたる支
援を調整**

課題を緩和しながら長期に関
わる場合、ライフステージの
変化に応じた柔軟な支援が必
要な場合は必要性が高い。

3つの支援を一体的に実施する体制の構築

I
**包括的な
相談支援**

II
参加支援

III
**地域づくり
に向けた
支援**

令和3年
4月～

重層的支援体制整備事業 改正社会福祉法 第106条の4～6

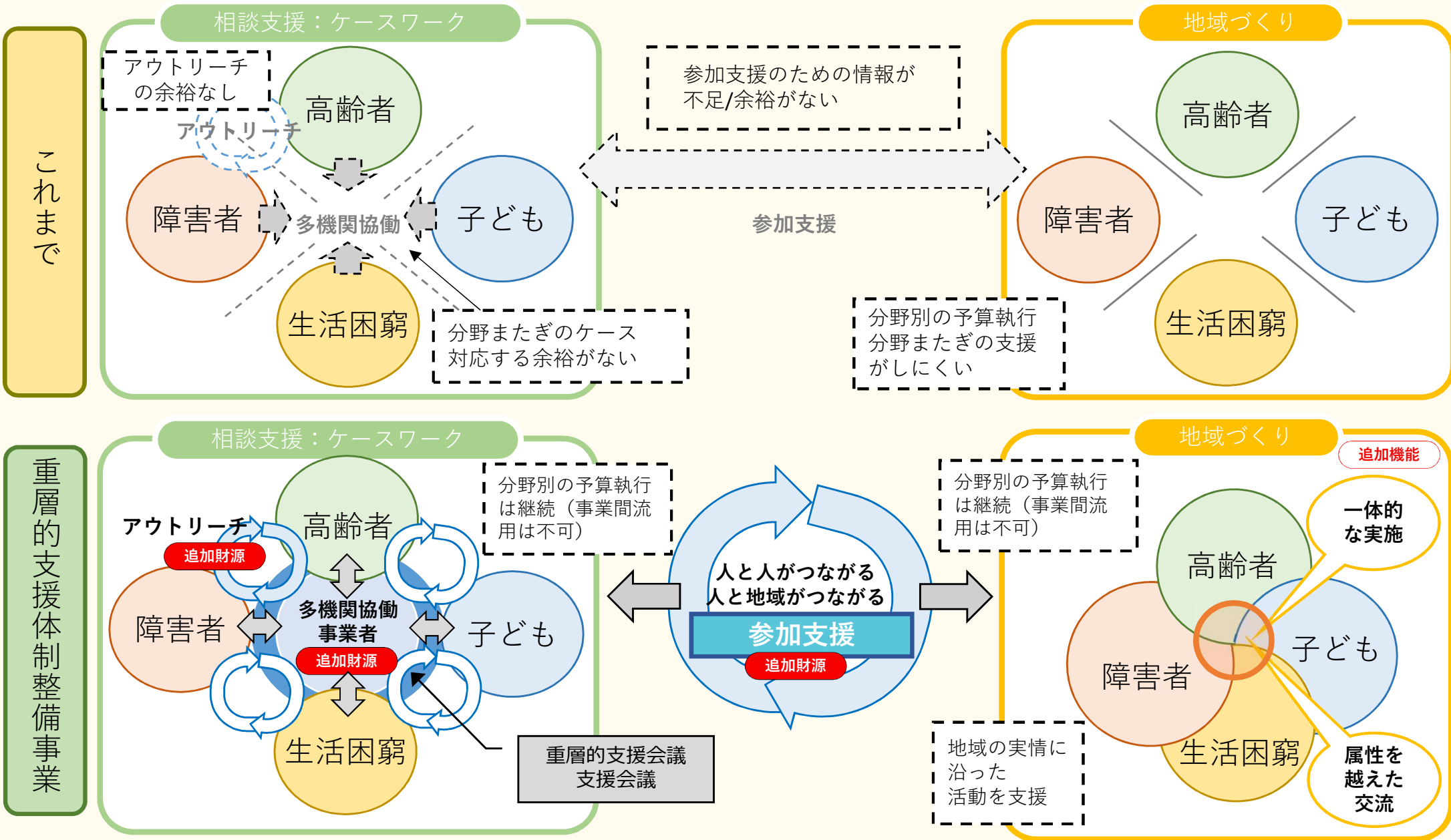
令和4年4月1日現在

実施済134自治体 移行準備229自治体（長野市含む）

長野市は令和6年4月1日から実施予定

| | | |
|-------------------------|--|---|
| 包括的 相談支 援事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センターの運営 ・ 障害者相談支援事業 ・ 利用者支援事業 ・ 生活困窮者自立相談支援事業 | <p>①表の全ての事業を 実施 ②既存の相談支援や 地域づくりを活用 ③長野県では4市町 で実施。移行準備事 業11市町村。</p> |
| 地域づ くり事 業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域介護予防活動支援事業 ・ 生活支援体制整備事業 ・ 地域活動支援センター機能強化事業 ・ 地域子育て支援拠点事業 ・ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業 | |
| 新たな 機能 (新規 事業) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 参加支援事業 ・ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 ・ 多機関協働事業 | |

重層的支援体制整備事業で何が変わるのか



【出所】三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

「重層的支援体制整備事業に係る自治体等における円滑な実施を支援するためのツール等についての調査研究報告書」（2021） 一部加工

重層的支援体制整備事業の2つの会議体と「個人情報」

支援会議



本人の同意を得られていない
潜在的な課題を抱えるケースが対象

関係機関が把握していながらも、支援が届いていないケースについて情報を共有し、必要となる支援のアプローチを検討

重層的支援会議



関係機関との情報共有について
本人同意を得たケースが対象

本人同意のもとに支援のためのプラン等を作成し、支援の取組みの進捗を評価したり、不足する社会資源の開発を検討

※「支援会議」は、改正社会福祉法第106条の6に基づく会議で守秘義務がかけられる。法律上の守秘義務をかけることで本人同意を必要としない会議体は、他にも生活困窮者自立支援法における「支援会議」、児童福祉法における要保護児童対策協議会の「個別ケース検討会」、介護保険法における地域ケア会議の「個別ケア会議」がある。